

第 3 5 2 回三木市議会定例会  
市長 開会あいさつ並びに提案理由説明

令和元年 6 月 3 日

開会あいさつ

市議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑が美しい季節となり、特産「山田錦」の田植えが最盛期を迎えるなか、次第にふるさと三木の姿も夏模様へと変わりつつあります。

そのような本日、第 3 5 2 回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多用のなか、ご参集いただき、ここに開会の運びに至りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

去る 5 月 2 5 日、2 6 日の 2 日間、かじやの里メッセみきにおいて、三木金物商工協同組合連合会により「三木金物博覧会

第8回鍛冶でっせ！」が開催されました。金物メーカー43社が集結し、「竹あかり」や「マイ箸」づくりなど恒例のワークショップ、大工職人に手ほどきを受けながら鉋(かんな)の薄削りや、鍛冶職人とともに炉で赤く熱した5寸釘を鎚(つち)で叩いてペーパーナイフを作る体験コーナー、プロに聞く「必見！包丁研ぎ講座」など、“使って、遊んで、学んで納得！『世界の三木かなもん』の素晴らしさ”を発信され、来場者6千人を迎えて大いに賑わい、秋の金物まつりと並ぶ三木金物の一大イベントとなりました。

また、本日は、早朝から毎年6月の恒例として、三木建設業協会の皆様が、市内の道路などに捨てられたゴミの収集活動「クリーン作戦」を実施されました。

神戸電鉄粟生線の存続においては、市民グループによる来春公開予定の映画制作の動き、そして、三木駅再生を願って、現在に至るまで多額の寄附が寄せられております。

市民をはじめとする多くの皆様の支援や心温まる活動に対しまして、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げますとともに、このまちを愛する皆様の気持ちを深く受け止め、今後のまちづくりを進めてまいりたい所存です。

さて、このたびの市議会定例会におきましては、専決処分の報告1件、条例の一部改正4件、補正予算1件、その他1件、併せて7件の提案を予定いたしております。

議員の皆様におかれましては、十分なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

#### 提案理由の説明

ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、専決処分についてご報告いたします。

報告第3号、「令和元年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、平成30年度当初予算編成時に見込んでいた被保険者数が、想定より大きく下回ったことから、平成30年度において国民健康保険税が減収となり、歳入が不足する見込みとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、その不足分を補てんする必要があり、本年度の特別交付金を財源とし、繰上充用するものです。

これについては、緊急を要しましたので専決処分をしたもの

であり、ここに報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

次に、第24号議案から第27号議案までは、条例の一部改正に関する議案です。

まず、第24号議案、「三木市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い、条例を改めるものです。

市民税について、個人の市民税の非課税措置対象の見直しに伴う規定の整備を行うとともに、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げる等、所要の改正を行います。

また、軽自動車税について、自動車取得税の廃止による環境性能割の創設に伴い、環境性能割の課税標準、税率及び徴収の方法等について規定するとともに、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴い、規定を整理するなど、所要の改正を行います。

次に、第25号議案、「三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法施行令の改正に

に伴い、条例を改めるものです。

国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を上げます。

次に、第26号議案、「三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改めるものです。

令和元年度から令和2年度までの介護保険料について、所得段階の第1段階対象者については、年額28,080円から年額23,400円に、所得段階の第2段階対象者については、年額46,800円から年額39,000円に、所得段階の第3段階対象者については、年額46,800円から年額45,240円に、それぞれ軽減するものです。

次に、第27号議案、「三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴

い、条例を改めるものです。

法改正に伴い「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められたため、文言を改めるとともに、民泊住戸部分が300㎡未満の民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合は、住宅用防災警報器等の設置が免除されたことから、規定を追加するものです。

次に、第28号議案「令和元年度三木市一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

この度の補正は、10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステムを改修する費用のほか、下流域に人家や公共施設等がある防災重点ため池の諸元調査を実施する費用など、緊急を要する経費について所要の補正を行うものです。

まず、民生費では、10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化に対応するため、現在、使用している「子ども子育て支援システム」について、制度改正に合わせた改修を行う必要があることから、システム改修委託料770万円を追加しています。

次に、市内には、4,000か所を超えるため池があり、こ

のうち、下流域に人家や公共施設、主要道路等がある農業用ため池を「防災重点ため池」と言います。このたび、農林業費において、防災重点ため池735か所のため池マップを作成するとともに、豪雨等により、ため池の堤体が破壊された場合の下流域に及ぼす影響を把握し、今後起こり得る緊急時の対応を迅速に行う資料とするため、貯水量や池の面積等の調査が未実施である防災重点ため池130か所について、調査を行うための委託料930万円を追加しています。

次に、消防費では、平成31年3月末をもって退職された消防団員の、多年の苦勞に対する功勞金として支給される退職報償金について、当初見込んでいたよりも退団される方が増えたため、不足分1,260万2千円を増額しています。

次に、教育費では、岩宮町屋台の改修について、このたび、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことから、事業主体である岩宮町に対し交付するため、伝統文化再興事業補助金250万円を追加しています。

以上、歳出3,210万2千円を増額し、歳出総額を327億5,210万2千円とするものです。

一方、歳入は、国庫支出金、諸収入の増額をもって収支の均

衡を図っております。

次に、第29号議案、「財産の取得」につきましては、水槽付消防ポンプ自動車を取得しようとするものであり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となりますので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

以上で、ただいま提案しました議案についての説明を終わります。

どうか慎重なるご審議によりまして、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。